

平成 27 年人事院勧告・マイナンバー制度に関する

総務・財務担当理事との懇談 議事要旨

日時場所：2015/12/15 11：00～12：10 事務局第一会議室 A

組合側参加者：中央執行委員長、副委員長、書記長、常三島支部書記次長、中央執行委員

大学側参加者：総務・財務担当理事、総務部長、人事課長、人事課長補佐、人事課専門職員

概要

【人事院勧告】

平成 27 年 4 月に遡り実施

- ・ 俸給を平均 0.4% 引上げ
- ・ ボーナスを年間 0.1 か月分（4.10 か月→4.20 か月）引上げ
- ・ 地域手当を 1% 引上げ（1%→2%）
- ・ 初任給調整手当の引上げ

平成 28 年 4 月 1 日実施

- ・ 地域手当を 1% 引上げ（2%→3%）
- ・ 広域異動手当、単身赴任手当の引上げ

大学側の対応

- ・ 現在、地域手当の引上げについては実施しない可能性を含めて検討中。

組合の対応

- ・ 地域手当の引上げ実施、ないし臨時手当など他の手段による手取り増額を目指して意見交換を継続することとした。

【マイナンバー制度への対応】

- ・ マイナンバーを提供しないことによる具体的な不利益については大学としても想定が難しい。
- ・ ナンバーを提供しなかったからといって、学内の手続きが遅れるなどのことはない。

【アメリカ軍からの研究資金提供について】

- ・ 米軍から徳島大学への資金提供について報道があったことから、具体的な内容等について調査を依頼した。正式な調査申し入れは別途文書を提出することとした。

【人事院勧告について】

発言内容は論点を整理し、適宜要約したものである。

大学：「平成 27 年の人事院勧告の概要はご承知のとおり、俸給の平均 0.4% 引上げ、ボーナスの年間 0.1 か月分引上げ、地域手当の 1% 引上げ、初任給調整手当の引上げだ。

大学としてはこれまで人事院勧告準拠でやってきたので、今回もなるべくそうしたところだが、運営費交付金の減額や消費税増税、病院については診療報酬の減

額改定などの影響を考えると、将来の収支の見通しについてシミュレーションしたうえで検討する必要がある。

配布資料で、第三期の収支シミュレーションを示した。病院については別会計なので除外してある。28年度概算要求を反映しているが、将来のことで不透明なので、いくつかの仮定がある。まず、今後の機能強化促進係数を、毎年1.3%減と想定している。自己収入として安定的なのは授業料で、これは27年度と同額が毎年得られると仮定している。ご覧の通り、毎年7~8千万円の減収となる。これを物件費の圧縮で吸収するとしても、地域手当の1%増額を行うことは困難な状況だ。

なお、30年度の減額幅が大きいのは、第一期の評価結果にもとづく特別配分が終了するため、約5,200万円の減収になるからだ。

加えて、景気状況や民間の賃金水準を考えると、来年度も人事院は給与増を勧告する可能性が高い。そうなるとやはり地域手当分については見送らざるをえないかと思われる。」

組合：「要するに、地域手当の増額は実施しないということか。」

大学：「現段階で実施しないと決定したわけではない。現在、そういう可能性を検討中だ。」

組合：「今年度は対応しないとして、来年と再来年はどうするのか。今回の人事院勧告では地域手当の引き上げが一年前倒しされたが、本来は来年の4月から2%、再来年は3%の予定だったはずだ。」

大学：「来年4月からの引き上げも難しいと考えている。」

組合：「機能強化促進係数の1.3%の根拠は何か。」

大学：「法人化以降何がしかの名目で減額されてきたが、平成27年度の大学改革促進係数が1.3%だった。名前は変わるが同じ趣旨のものなので、おおむね同じぐらいの減額となると予想している。本学の場合、毎年1億数百万円が減額されてきた。

大学としても全体的な処遇改善を図る必要があることは認識しているし、これまで人事院勧告準拠の方針できたので、最低限度本給部分については準拠したいと考えている。」

組合：「本給部分は0.4%アップということだが、現在、給与の抜本的改革ということで、本給部分は2%引き下げられ、現給保障という名目で以前と同様の給料が支払われている。本給を引き上げても、現給保障の範囲内で吸収されてしまうので、ほとんどの人は手取りアップにはつながらないだろう。だとすると、もし地域手当がアップしなければ、今回の給与改定ではボーナスの0.1か月分しか手取りが増えないということになる。」

大学：「そういうことになる。他大学や周辺自治体などの動きを見て、均衡を図りたいが、難しいところもある。」

組合：「これまで給与削減の時には、「人勧準拠だ。人勧準拠に反対というなら、増額改定の時も反対するのか」などと当時の総務財務担当理事に言われてきた。いまさら「はいそうですか」、と言うわけにはいかない。」

大学：「当然、今回の話し合い一回で済むとは思っておらず、決定までにはまだ何度かの話し合いが必要だろうと考えている。」

組合：「人事院は増額勧告だが、交付金は削減するという政府の方針に一貫性がないことが問題だということは認識している。しかし政府は今後もそうした政策を続けるだろう。財務省は自己収入比率を上げろと言っているようだが、大学が営利事業をやるわけにはいかないから、限界がある。結局、授業料を上げる以外の収入増は難しいだろう。」

大学：「もちろん、物件費の削減や、定年退職の不補充などの人件費削減、学長裁量ポストを減らすなど、いろいろな対応策を考えていかななくてはならない。」

組合：「授業料については、財務省の言うとおりでと 90 万円以上になるなどと報道されているが、値上げは考えているのか。」

大学：「検討していない。現在でも上下 20%の範囲で決められるが、全国的に見ても授業料を上げているところはほとんどない。本学のみ上げるわけにはいかないだろう。」

組合：「もちろん、もし値上げするとしたら国大協で相談して横並びということになるのだろう。国大協は授業料値上げに反対しており、それはもちろん正当なことだが、裏では値上げに向けた話し合いなどを行っているのか。」

大学：「そのようなことは聞いていない。」

組合：「物件費はこれまでも減らされてきたが、人件費は減らさないようにしてきたはずだ。物件費は今後も減らされるようだが、なぜ今年から人件費に手を付けなければいけないのか。」

大学：「消費税増税の影響が意外と大きかった。推計だが 26 年度で 4 億円ほどの負担増となった。」

組合：「今年は 1 月に差額をもらえたが、今回はいつごろになりそうか。今後の予定はどうなっているのか。」

大学：「給与法改正が国会で可決される必要があるが、すでに閣議決定されているので、対応を準備している。年内の方針を決めて、27 年度分の差額は最速で 2 月に支給ということになるだろう。遅くとも年度内に処理しなくてはならない。」

組合：「今回の対応について、全学的な説明会などは予定しているのか。」

大学：「給与の減額ではないので、予定していない。就業規則の改正に当たるので、過半数代表者には説明する。」

組合：「前の総務財務担当理事との懇談では、地域手当 1%は 1 億 5000 万円の負担増だと言っていたが、今回の資料では 8,200 万円となっている。」

大学：「今回の資料では病院を除いているためだろう。」

病院の経営も厳しさを増している。消費増税の影響も大きい。平成 26 年度は全国でも多くの大学病院が赤字を出したようだ。本学病院は赤字ではないが、今後、診療報酬の引き下げが予想されており、更に厳しくなるだろう。外来診療棟の建設に対する借金の返済もある。」

組合：「生物資源産業学部の新設に伴って、新たな校舎を建設するという話があるが、そ

の費用は出せそうか。」

大学：「今回の改組は、建物整備などは必要ないということで申請しているので、いまさら建設費用を要求することは難しい。大学院など、何か新しい組織を新設するなら可能性はないわけではないが、難しいだろう。」

組合：「目的積立金は現在どれくらいあるのか。」

大学：「あまりないうえに、使い道がすでに決まっている。そもそも今年度末で第二期が終わるので、それまでに使い切らなくてはならない。」

26年度分として今回、5千数百万円が認められたが、病院収入によるものなので、病院の整備に使うことになるだろう。」

組合：「病院として看護師に手当を支給するとか。」

大学：「病院が別会計で経済的に余裕があるとしても、病院だけ地域手当を付けるなどのことはできない。給与体系は全学一律だ。病院では外来棟ができたが、今後も改修や整備など建物関連の費用がいるようだ。」

組合：「もう一度聞くが、今年度地域手当の増額を見送ったとして、来年4月に上げることはできないのか。」

大学：「来年度3%にすることは難しいが、2%にすることは可能かもしれない。今年度に限って言えば、1%アップして2%にすることは財政的には可能だ。ただし、来年度については、28年度の人事院勧告を見ないといかんとも言い難い。」

組合：「今年度出せるなら出してもらいたいところだが、そうはいつでも今年度は2%支給して来年度から1%に戻します、というわけにはいかないだろう。しかし、臨時手当などの形で、一回限りまとめて出す、という可能性も考えてもらいたい。」

結局、国の政策が無茶苦茶だということは間違いないが、我々としても持ち帰って対応を考え、大学側との協議を継続したい。」

【マイナンバー制度への対応について】

組合：「続いてマイナンバー制度への対応について。先に人事課より、マイナンバーの提供を依頼する文書が届いたが、そこに「何か不利益が生じてても大学は責任を持たない」と書いてあった。しかし、昨年まで書いていないナンバーを今年書かなかったからといって、役所の事務で余計に時間がかかるとは思えない。我々の納税額が増えるわけでもないだろう。具体的にどのような不利益が想定されるのか。」

大学：「関連省庁のQ&Aなどを見ても、具体的にどうなるのか、想定が難しい。ナンバーを書かなくても書類は受け取ることになっているし、罰則規定もない。」

ただし、社会保険など、税務以外のところでナンバーを利用する場合に、手続きが遅れるなどのことはあるのかもしれない。

学内手続きとして、ナンバーを書かなかったら何かの手続きが遅れるなどのことはない。」

組合：「大学としても、とくに不利益があるとは想定していないということか。」

大学：「あまりにもナンバーを提供した人が少ないと、何か言ってくるだろう。そうした

ら我々としても、再度提供のお願いをしなくてはならない。

社労士事務所などでは、提供を確保するために、就業規則で提供を義務付けることを勧めているところもあるが、ナンバーを提供しなかったら懲戒処分などという規則を作るわけにはいかないだろう。」

組合：「もちろん、もしそんな規則を作ろうとしたら徹底抗戦だ。

結局、税の取りはぐれをなくすための制度なので、一般市民にとって何かメリットのある制度ではない。住基ネットも、反対を押し切って巨額の税金で作ったものの、みんなあまり使っていないから、たなざらしになっているようだ。マイナンバーも、みんなが使わなければたなざらしになるのではないか。

政府の本音は、銀行口座などに紐付して資産課税しようとか、健康保険と紐付して医療費を抑制しようとかいうことだろう。使わなかったからといって我々がデメリットをこうむるようなものではなく、むしろ使うことでデメリットをこうむるのではないか。

ところで、マイナンバーを扱うにあたって管理体制はどうなっているのか。」

大学：「すでに特定個人情報管理の規則を作っているので、その範囲で運用することになる。特定個人情報は、特定の人しか扱えないようにしている。人事課に専用の端末を設置して、必要なときのみ立ち上げるようにしている。」

組合：「特定の人しか扱えないという点について、図書館では年末調整の書類など、総務係が一括して集めて人事課に送っている。しかし、直接人事課に持っていきたいという声も多い。マイナンバーもそうだが、個人情報はなるべく多くの人が触れないようにしたほうがよいだろう。とりあえず、そういう声があるということを情報提供したい。」

【アメリカ軍による研究資金提供について】

組合：「最後に追加で一つ聞きたい。夏に、軍学共同研究について質問状を出し、総務財務担当理事名で返事もらった。そこには、「防衛省との共同研究については事例がない。軍学共同研究の取扱い規定については今後の検討課題」とあった。

防衛省との共同研究はなかったのかもしれないが、先日の報道ではアメリカ軍からの資金提供がなされていたとのことだ。徳島大学では 536 万円の提供があったという。この研究内容や内訳については大学は承知していたのか。」

大学：「受託研究などではないか。詳細はこの場ではわからない。」

組合：「具体的な中身などについて、調べてもらいたい。」

大学：「調査内容などを特定して要望の文書を出してもらえれば、対応する。」

組合：「了解した。近々文書を出すことにする。

地域手当の問題があるので、早々に次回の懇談の日程調整をお願いします。」

以上